

高圧ガス製造施設等変更明細書記入要領

- 1 「製造設備の種類」は、該当するものに○印を付けること。
- 2 「1日の冷凍能力」は、変更後の冷凍能力を記入すること。なお、冷凍保安規則第5条の規定により算出し、少数第1位まで求めること。(少数第2位を切り捨て)
複数の圧縮機を有する場合及び複数のユニットにより冷凍設備が構成されている場合は、それぞれの圧縮機またはユニットについて上記により冷凍能力を算出した上で、その能力を合算すること。
- 3 圧縮機の「気筒」欄は、回転式の場合、径、行程、数に各々気筒径、ピストン回転径、厚さを記入すること。
- 4 凝縮器がシェル型以外の場合、外径、長さ等の欄に管の外径、長さ、列数段数を記入すること。
- 5 既設設備は全て記入し、そのうち今回撤去する設備、増設する設備について色分け等により明記すること。
- 6 別図として、製造施設配置配管図、冷媒配管系統図、ブライン等共通状況を示す系統図及び事業所付近の案内図等を添付すること。既設、撤去(緑色)、新設(赤色)、移設(黄色)を色分け等により変更前、変更後が明確に分かるように図示すること。
- 7 その他の詳細な事項については、「高圧ガス製造施設等明細書」に準じて変更事項のみ記載すること。